技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成２０年３月策定

１．現状

（１）職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等

区　分	公　務　員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
筑前町	45.1　歳	12　人	357,925　円	370,546　円	363,650　円
うち学校給食員	45.1　歳	12　人	357,925　円	370,546　円	363,650　円
福岡県	49.9　歳	1,050　人	354,259　円	404,099　円	384,432　円
国	48.8　歳	5,193　人	286,500　円	―　円	318,595　円
類似団体	48.0　歳	22　人	286,981　円	315,880　円	304,818　円

※「平均給料月額」とは、１９年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

（２）年齢別職員数

区　分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	人 0	人 0	人 0	人 2	人 1	人 0	人 2	人 2	人 2	人 1	人 2	人 0	人 12

（３）その他給与に関する事項

ア．　給料表

行政職給料表（一）の４級までを労務職給料表として採用しています（一部継ぎ足し有り）。

イ．　手当

筑前町就業規則第１４条の規定のとおり、一般行政職と同様の手当（扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末勤勉手当）を支給しています。

ウ．　昇給基準

毎年１月１日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、４号級（５５歳以上の職員にあっては２号級）を標準として昇給する。

２．基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、順次、適正な給与制度・運用となるよう努めます。
また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用します。

３．具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同等となるよう、段階的に適正な給与等への改正に努めます。
平成１９年４月現在、技能労務職員（調理員）が１２名在職していますが、年齢は５７歳２名、５５歳１名、５０歳２名、４７歳１名、４４歳１名、４２歳１名、４１歳１名、３３歳１名、３０歳２名。
３５歳以下については、職種変更試験を実施。

４．その他

合併により、学校給食を順次、すべて自校方式（平成２１年度末完成）に切り替えることにしています。（旧三輪町２校は実施済み）（旧夜須町４校、１８年度２校実施、１９年度１校実施、２０年度末１校実施。）
数年後、６校の内、５校は民間委託とし、町の調理員は１校に集める予定です。（当分の間２校）